

質問書に対する回答
首都圏中央連絡自動車道 多古北工事

番号	質問箇所	質問事項	事務所(案)
1	設計図「一般国道296号」 図面番号 14/34 一般国道 296号 迂回道路 【STEP2】標準横断面 他	仮橋部の横断面図において、覆工板上に直接、加熱アスファルト表層工(t=5cm)Aあるいは加熱アスファルト基層工(t=5cm)を舗設する設計となっております。また、金抜設計書 番号177 特-(14) 仮橋工 供用月当り賃料より、仮橋はリースであると考えられます。仮設鋼材のリース業者に確認したところ、加熱アスファルトを舗設後の覆工板は、損傷が大きくなり再利用が困難との回答を得ました。受注者の責によらず、覆工板を再利用できない場合は設計変更の対象と考えてよろしいでしょうか。ご教示願います。	受注者の責によらず、覆工板の再利用ができない場合は、別途協議事項とお考えください。